

<<第2編 警務～第8章 厚生～第2節 健康管理～第1法令 訓令>>

栃木県警察職員の健康管理に関する訓令

平成16年3月30日

栃木県警察本部訓令乙第5号

改正 平18. 3. 7第6号、平22. 3. 19第8号、平26. 3. 27訓令乙第4号、
令7. 3. 13訓令乙第3号

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 健康管理体制（第5条－第12条）

第3章 健康管理基準

第1節 職員の健康を維持するための措置（第13条－第15条）

第2節 健康診断（第16条－第19条）

第3節 健康診断の結果及び健康障害に対する措置（第20条－第26条）

第4節 メンタルヘルス対策（第27－28条）

第5節 感染症対策（第29条－第30条）

第4章 雑則（第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）その他関係法令に基づき、栃木県警察職員（以下「職員」という。）の健康管理及び安全衛生管理について必要な事項を定め、職員の健康の保持・増進及び安全衛生の確保を図り、もって勤務能率を向上させることを目的とする。

（所属長の責務）

第2条 所属長は、所属職員の健康の保持・増進及び安全衛生の確保に配慮するとともに、快適な職場環境の実現に努めなければならない。

（職員の責務）

第3条 職員は、この訓令に定める健康管理上及び安全衛生管理上の措置に従うとともに、次の事項を遵守して自らの健康の保持・増進及び安全衛生の確保に努めなければならない。

- (1) 傷病の予防に心掛けること。
- (2) 年齢、体力に応じた運動を励行し、健康づくりに努めること。
- (3) 良好な食生活と適度な休養に心掛け、自主的な健康管理に努めること。
- (4) メンタルヘルス（職員が職場環境に適応して、自己の能力を十分に発揮することの

できる心の健康をいう。)の維持及び向上に努めること。

(5) 生活習慣に起因する疾病を発症した場合は、適正な治療を受けるとともに生活習慣の改善に努めること。

(6) 業務災害を防止するために必要な事項を守り、安全衛生の確保に努めること。

(秘密の保持)

第4条 職員の健康管理業務に従事する職員は、その業務に関して知り得た秘密を漏らし
てはならない。

第2章 健康管理体制

(総括安全衛生管理者)

第5条 栃木県警察本部（以下「本部」という。）に総括安全衛生管理者を置く。

2 総括安全衛生管理者は、警務部長の職にある者をもって充てる。

3 総括安全衛生管理者は、次条に定める健康管理責任者を指揮し、健康管理及び安全衛生管理に関する業務を統括管理する。

(健康管理責任者)

第6条 本部に、健康管理責任者を置く。

2 健康管理責任者は、警務部厚生課長の職にある者をもって充てる。

3 健康管理責任者は、総括安全衛生管理者の命を受け、次に掲げる業務を行う。

(1) 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。

(2) 職員の安全衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施細目、運用に関すること。

(4) 職場における災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 職員の健康管理及び安全衛生管理に関する方針の表明に関すること。

(6) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。

(7) 職員の健康管理及び安全衛生管理に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関する
こと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全衛生管理上必要な事項に関する
こと。

(健康管理者)

第7条 所属に、健康管理者を置く。

2 健康管理者は、所属長をもって充てる。

3 健康管理者は、総括安全衛生管理者の指揮の下、健康管理責任者と連携し、所属の職員
の健康管理及び安全衛生管理に関する業務のうち、次に掲げるものを管理する。

(1) 健康診断の実施に関すること。

(2) 職員の健康状態の把握及び指導管理に関すること。

(3) 職場環境の改善に関すること。

(4) 職員の健康管理及び安全衛生管理に係る教養の実施に関すること。

(5) 職員の健康管理及び安全衛生管理に係る資料の保管に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全衛生管理上必要な事項に関する
こと。

(健康管理専任者)

第8条 本部に、健康管理専任者を置く。

2 健康管理専任者は、保健師又は看護師の資格を有する者をもって充てる。

3 健康管理専任者は、健康管理責任者の指揮の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 健康診断の実施に関すること。

(2) 本部内での診療に関すること。

(3) 健康相談、保健指導及び疾病管理に関すること。

(4) 職員の衛生教育に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の健康管理及び安全衛生管理に関し、健康管理責任者が命ずること。

(衛生管理者等)

第9条 本部庁舎は警務部厚生課、本部庁舎以外は所属ごとに、法に規定する衛生管理者、安全衛生推進者及び安全衛生に関わる管理者（以下「衛生管理者等」という。）を置く。

2 衛生管理者等は、法に規定する免許を受けた者をもって充てる。

3 衛生管理者等は、法第10条第1項各号及び法第11条第1項に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項の管理を行うほか、健康管理医の指導及び助言を受け、職員に対し保健衛生に関する指導及び教養を行う。

(健康管理事務担当者)

第10条 所属に、健康管理事務担当者を置く。

2 健康管理事務担当者は、所属の職員のうちから健康管理者が指名する。

3 健康管理事務担当者は、健康管理者を補佐し、健康管理の実施その他必要な業務を行う。

(健康管理医)

第11条 本部庁舎及び本部庁舎以外の庁舎に、健康管理医を置くこととし、選任基準については別に定める。

2 健康管理医は、健康管理責任者及び健康管理者に対し、次に掲げる業務について必要な勧告、指導又は助言を行うものとする。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

(3) 衛生教育に関すること。

(4) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

(5) 長時間時間外勤務による健康障害防止のための措置に関すること。

(6) 前号に掲げるもののほか職員の健康管理に関する専門的知識を必要とする事項に関すること。

(健康管理委員会)

第12条 法第18条第1項に規定する衛生委員会の名称は健康管理委員会（以下「委員会」という。）とし、委員会を置く所属は別に定める。

2 委員会は、法に規定する事項について、調査及び審議を行う。

3 委員会は次の構成員をもって充てる。

(1) 健康管理責任者

(2) 健康管理者若しくはこれに準ずるもの

(3) 衛生管理者等

(4) 健康管理医

(5) 健康管理事務担当者及びその他の職員

4 委員会は、第2項の調査及び審議の結果、職員の健康管理上改善を要すると認める事項があるときは、健康管理責任者を經由し総括安全衛生管理者に報告するとともに本部長に意見を述べるものとする。

5 委員会の庶務は、委員会を行う所属における健康管理事務を担当する課（係）において処理する。

第3章 健康管理基準

第1節 職員の健康を維持するための措置

（職場環境の維持改善）

第13条 健康管理者は、快適な職場環境の向上を図るため、職員の勤務場所、勤務内容等に応じ換気、採光、照明、保温、防湿、受動喫煙の防止その他心身の不調を生じる可能性のあるリスクの軽減のために必要な措置を講じるように努めなければならない。

（健康教育）

第14条 健康管理責任者及び健康管理者は、職員の健康管理、保健衛生等に関する知識の普及及び向上を図るため、健康教育の推進に努めなければならない。

（体育活動等の推進）

第15条 健康管理者は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動を推進するとともにレクリエーションその他の健康増進活動について便宜を供与するなど、必要な措置を講じなければならない。

第2節 健康診断

（健康診断の種別）

第16条 健康診断は、採用時健康診断、定期健康診断、特殊健康診断、深夜勤務健康診断及び臨時健康診断とする。

2 健康診断の検診区分及び検査項目は、その都度、総括安全衛生管理者が定める。

（健康診断の実施機関）

第17条 健康診断は、総括安全衛生管理者が指定する医療機関において行うものとする。

（受診義務）

第18条 職員は、該当する健康診断を受けなければならない。ただし、疾病の治療等で当該健康診断の検査項目を他の医療機関において受けている者（以下「個人受診者」という。）及び健康診断を受診することができない特別な事情がある者で事前に健康管理者の承認を受けた者は、この限りでない。

2 健康診断は、勤務の都合その他やむを得ない事由がある場合を除き、指定された期日又は期間内に受診するものとする。

3 健康管理者は、前項の期日又は期間内に健康診断を受診できなかった職員については、あらためて速やかに受診させるよう配慮しなければならない。

（健康診断実施結果の報告）

第19条 健康管理責任者は、職員の健康診断（採用時健康診断を除く。）を実施したとき

は、その結果を速やかに総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 個人受診者は、健康診断の結果又は健康診断の検査項目の結果を健康管理者に報告するものとする。

3 健康管理者は、前項の報告があったときは、速やかに健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

第3節 健康診断の結果及び健康障害に対する措置

(精密検査)

第20条 職員は、健康診断の結果、精密検査又は再検査（以下「精密検査等」という。）を要するときは、速やかに医療機関の検査を受けるものとする。

2 職員は、精密検査等を受診したときは、その結果を速やかに健康管理者に報告するものとする。

3 健康管理者は、前項の報告があったときは、速やかに健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

(生活習慣病の改善のための措置)

第21条 健康管理者は、健康診断の受診時に、生活習慣病により医療機関において治療中である旨の申立てを行った職員のうち、健康診断の結果が著しく悪化している職員に対し、次の措置を行うものとする。

- (1) 治療状況及び病態の把握
- (2) 定期的な通院と主治医の指導に対する励行の指示
- (3) 病状を改善するための努力をした結果の確認

(健康診断結果の記録)

第22条 健康管理責任者は、職員の健康診断結果を健診台帳に記録して、これを5年間保存しなければならない。

(健康管理指導区分の指定)

第23条 健康管理者は、次に掲げる職員について、健康管理医又は医療を担当した医師（以下「主治医」という。）の意見を勘案し、別表の健康管理指導基準に定める健康管理指導区分（以下「指導区分」という。）を指定し、健康管理責任者を經由し総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

- (1) 第16条に定める健康診断により、健康に異常があると認められた職員
 - (2) 指導区分に該当する傷病があると申し出た職員
- 2 健康管理者は、指導区分の指定をした職員に対し、事後措置の基準に定める必要な措置を講じなければならない。
- 3 指導区分の指定を受けた職員は、健康管理医又は主治医、健康管理者等の指示に従い、療養及び治療に専念し、健康の早期回復に努めなければならない。

(指導区分の変更等)

第24条 指導区分の指定を受けた職員は、病状が回復し又は悪化したことにより指導区分の変更又は指定の解除を受けようとするときは、健康管理者に届け出るものとする。

2 健康管理者は、健康診断の結果又は前項の届出により必要があると認めるときは、当該職員の指導区分を変更し又は解除するものとする。

(指導区分の通知及び報告)

第25条 健康管理者は、指導区分を指定し若しくは変更し又は解除したときは、当該職員に通知するとともに、速やかに健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

（長時間時間外勤務者の報告等）

第26条 健康管理者は、長時間の勤務により疲労の蓄積が見られる職員その他健康上の不安を有している職員があると認める場合は、別に定めるところにより、健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告しなければならない。

2 総括安全衛生管理者は、前項の報告を受けた時は、別に定めるところにより、健康管理医による面接指導等必要な措置を講じなければならない。

第4節 メンタルヘルス対策

（メンタルヘルス対策）

第27条 健康管理者は、職員のメンタルヘルスの維持及び向上のため、次の措置を講じなければならない。

(1) 職場における健康相談を適宜実施し、メンタルヘルスに関して指導が必要な職員の早期発見に努めること。

(2) 治療を要する職員に対し、健康管理責任者と連携して、健康相談、保健指導、専門医の紹介等、職員の早期回復のために必要な措置を行うこと。

(3) 職員が自らメンタルヘルスを維持向上するために必要な情報の提供に努めること。

2 健康管理者は、メンタルヘルスに関して指導が必要な職員を認知したときは、速やかに健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告するものとする。

3 健康管理者は、メンタルヘルス不調の職員に必要な治療を受けられるよう配慮するとともに、職場環境の改善その他必要な措置を行うこと。

4 健康管理者は、治療のために休暇中の職員が復職するに当たっては、主治医、健康管理責任者及び健康管理医と連携して、復職の時期、勤務体制等について十分協議し、疾病の再発防止のために必要な措置を行うこと。

（ストレスチェックの実施）

第28条 総括安全衛生管理者は職員に対し、法に規定するストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）を実施しなければならない。

第5節 感染症対策

（感染症の予防）

第29条 健康管理者は、庁舎及び附属施設を清潔に管理し、常に、感染症予防法に規定する感染症の予防に努めなければならない。

（感染症発生の際の措置）

第30条 職員は、感染症予防法第12条第1項第1号及び第2号のうち、総括安全衛生管理者が必要と認めるときは、次に掲げる事項を健康管理者に届け出なければならない。

(1) 病名、発症日、症状及び診断日

(2) 受診した医療機関名

(3) 医師の指示事項

2 健康管理者は、前項の届出があったとき又は届け出なければならない事態が発生したことを認知したときは、速やかに健康管理責任者を經由して総括安全衛生管理者に報告し

なければならない。

3 健康管理責任者及び健康管理者は、感染症の流行に際し職員の感染のおそれがある場合は感染拡大防止のために必要な措置を講じるよう努めなくてはならない。

第4章 雑則

(補則)

第31条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平18、3、7栃木県警察本部訓令乙第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平22、3、19栃木県警察本部訓令乙第8号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平26、3、27栃木県警察本部訓令乙第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月13日栃木県警察本部訓令乙第3号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。